

平成22年度第8回年金業務監視委員会

平成23年1月12日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、ただいまより、第8回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、草野委員につきましては、本日所用のため、欠席されております。

本日は、「社会保険事業運営費に係る平成23年度予算案」及び「昨年10月末に行われた行政刷新会議事業仕分け第3弾において年金特別会計業務勘定について指摘された事項の対応状況」を、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

それでは、御説明をお願いします。

【藤原事業企画課長】 年金局の事業企画課長の藤原でございます。御説明資料に即して説明させていただきます。座って、失礼を申し上げます。

本日お手元にごございます御説明資料をおめくりいただきまして、1ページを御覧いただきたいと思っております。1ページが平成23年度の年金記録の関係、また、2ページにかけては年金給付費の関係につきましても掲載させていただいておりますが、全体の主要事項ということで出させていただきます。

それで、最初の枠囲いにごございますように、年金記録問題につきましては、「国家プロジェクトとして、22年度に引き続き、解決に向けた集中的な取組を進める」ということで、最初の柱になるわけですが、記録問題の取組に関しまして、23年度の予算案としては1,113億円という規模でございます。括弧書きをつけさせていただいておりますのは、22年度の予算の額ということで御理解をいただきたいと思っております。

年金記録問題への取組の実際の中身でございますが、まず一番大きいものといまして、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの促進の関係で736億円という予算でございます。こちらにつきましては、御案内のように、昨年の10月にお台場の拠点で作業が始まっております。この1月からは29の拠点で作業が全国で行われております。これを23年度は年間を通じて行っていくということで、736億円の予算でございます。

解説の中に、高齢の年金受給者等の記録から突合せを進めていくということを書かせていただいておりますが、関連いたしまして、4ページから5ページをお開きいただければと思っております。4ページ、5ページが、この突合せ作業に関しまして若干補足の資料という

ことでもらせていただいております。今申し上げました、高齢の年金受給者等の記録から突合せを進めていくというところは、4ページが一番下のところに、「突合せ手順」ということでも載せております。まず、全体の傾向ということで、サンプル調査ということで6,000件、そこにございます、厚年、船保の紙台帳のみがひもづいた方についての作業をやるというのが先行してございますが、そこから先、年金受給者から順次作業を進めていくということです。

4ページの一つ上のパラグラフのところに、節目節目で実施状況を公表していくということを書かせていただいております。これに関しましては、突合せ手順の(1)のサンプル調査約6,000人ですが、こちらに対する状況を12月に公表させていただいております。本日お手元に別冊で参考資料ということでお配りさせていただいておりますが、12月に公表したサンプル調査の集計結果でございます。内容につきましては、お時間の関係で、後ほどお目通しをいただければと思います。

それから、先の1ページのほうに戻りますが、ねんきんネットによる年金記録の確認という、(2)の項目でございます。こちらにつきましては、説明文の中にもございますが、23年度におきましてはシステムの充実に取り組んでまいりたいと。ねんきんネットの実際の立ち上げというのは22年度の2月、来月を予定しておりますが、23年度におきましてはシステムの充実ということで、その後に出てきます、保険料の納付額の表示ができるような仕組みとか、年金見込み額の計算ができるような仕組みを追加で充実させていくというようなことを予定しております。

それから、年金記録の提供を行うサービスを、御自宅でインターネットをお使いにならない方を対象に市区町村で実施するとともに、郵便局におきましても試行的に実施するという内容でございます。

23年度の予算の額が27億円ということで、括弧の中にもございます、22年度の40億円と比べると減っておりますが、これは22年度にねんきんネットの実際のサービスを開始するに当たりまして、いわゆるサーバーシステムの環境の構築とか関連のソフトウェアの開発などの経費が22年度は掛かっておりましたが、この分、23年度は不要であるということでその分が減になっているため、22年度と比べますと金額が減っているという内容になっております。

それから、3番目の項目といたしまして、「適用・保険料収納対策の推進」ということで、国民年金の適用・保険料の収納対策、また、厚生年金の未適用事業所対策や保険料の収納

対策のための所要のマンパワー、体制などに、予算を23年度182億円ということで盛り込ませていただいております。

適用と収納に関して、なぜ年金記録の柱の中に入っているのかというお尋ねが時々ございまして、それに対する御説明ですが、現在、日本年金機構は年金記録問題への対応を最優先してございます。したがって、本来であれば、厚生年金、国民年金の適用・徴収に従事するような職員も投入しているというような、こういう状況でございます。そういう中で年金記録問題の対応にやはり人手が割かれているというところで、この部分が手薄くなつてはいけないということで、こういう形で予算も計上させていただいているということでございます。また、未適用事業所の調査や、国民年金の届け出の勧奨の指導をしっかりやっていくことが、将来の年金記録問題が発生しないという点にもつながると考えての予算の計上でございます。

22年度との比較でございますが、「※」のところに書かせていただいておりますが、23年度は、国民年金の保険料収納対策の強化で職員を460人増強するという、こういう内容を特に盛り込ませていただいているところであります。

4番目、「高齢者の所在不明問題への対応」、これは新規ということで、23年度、ここに盛り込ませていただいている内容です。これは御案内のように、昨年の夏、高齢者の所在がわからない方々に年金が引き続き支払われているということが社会的に問題になりました。不正受給の是正と正しい年金記録の管理の一環であるということで、高齢者の所在不明問題への対応について、3億円ということで計上させていただいております。具体的には、後期高齢者医療を1年間御利用になっていない方のデータを自治体からいただきまして、それを年金の受給者データと重ね合わせ、そのような方々に対して現況申告書の提出を求めるといった形で取組を進めていくための経費でございます。

(5) その他ということでくくらせていただいておりますが、これ以外にも23年度165億円計上させていただいております。その内容としては、年金の再裁定の事務処理につきまして、現在、処理体制、人員の強化や、システム改善とそこにはございますのは、再裁定に関しまして、現在手計算でやっている部分を機械対応するという対応などを盛り込ませていただいております。また、厚生年金基金の加入員記録と厚生年金の被保険者記録の突合せという取組も本格化してまいりますので、その関係です。

これらに関しましても、22年度と23年度、括弧内の数字と比較いただきますと、金額的見目は減っているという内容になっているところでございます。この背景は、実は年金

の受給者の方に対し、標準報酬月額等のお知らせを送付する業務を平成21年12月から行っておりましたが、22年11月、昨年11月にこの送付が完了しております。この関係の費用がかなり大きな額でございましたが、この分が減っているというところで、それが反映されて、ここの部分の金額が22年度と比べて減っているところです。

2ページをお開きください。2ページは、今申し上げました年金記録問題への取組の予算は、日本年金機構の交付金として予算化している部分と、厚生労働本省の年金局の予算として予算化している部分と両方入っているわけですが、その中で、年金記録問題への対応も含めて、日本年金機構の一般的な取組も含めた形で、日本年金機構の予算が23年度幾らかというものが、そこにございます3,411億円という金額でございます。一部再掲とさせていただいておりますのは、前のページの1,113億円のうち、1,060億円、これは日本年金機構の交付金の予算でございますので、この1,060億円の部分が3,411億円の中では再掲になっているという御説明になります。

3番目は、年金の給付の国庫負担金が、23年度、国庫負担割合2分の1の維持ということで、10兆3,755億円を年末の予算のほうに計上させていただいているという御説明でございます。

続きまして、事業仕分けとの関係について御説明をさせていただきたいと思っております。事業仕分けとの関係につきましては、3ページのほうに六つの項目について記載をさせていただいております。昨年の秋の事業仕分けで、この六つの項目が特に事業に関する仕分けということで取り上げられたところでございます。①から⑥にそれぞれの項目について記述させていただいておりますのは、その仕分けの際の「取りまとめ内容」ということで取りまとめられたものをそこに掲載させていただいているところです。

そこに、日本年金機構の運営費交付金につきましては「抜本的に効率的な運営を行う」という取りまとめがされたところですが、これに関しまして、先ほど3,411億円という23年度予算の金額を申し上げましたが、22年度は3,599億円ございましたので、全体として、個別の仕分けの議論の反映もございまして、日本年金機構の中期計画の中で一般管理費等の削減もございまして、そういうものを反映して、このような対応になっているところでございます。

それから、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務に関しては、そちらにございますように、夏の概算要求の段階では876億円という要求額でございました。年末の予算案では736億円という形で盛り込ませていただいております。これに関しましては、まず事業者

との契約につきまして、23年度よりは、22年度の実績を見るわけですが、処理効率が悪い業者とは契約を継続しないで、再調達の対象とします。処理効率が悪くて再調達の対象になった事業者に関しては、22年度からは価格競争を重視した入札を行っていくという対応です。

また、契約を継続する事業者に関しましては、これは契約の単価の減額交渉を行っていきます。初期費用のようなものが2年目は不要になってくることも背景にして、減額交渉を行っていくという対応でございます。

それから、昨年10月から実際の突合せ作業を実施しておるわけですが、そこで、一定の、作業の実績が出てきております。その作業の実績等を踏まえまして、人員の体制を精査いたしまして、夏の段階の概算要求からは人員の体制が精査された、圧縮されたということでございます。

それから、システムの開発の経費につきましても、概算要求以降の実績を踏まえて、精査、見直しを行ったところです。

以上、申し上げましたような対応の結果として736億円ということで、年末の予算案に盛り込ませていただいているところでございます。

3番目、「コールセンター運営事業」に関しましては、これはコールセンターが現在どういう形かというのは、6ページに資料をつけさせていただいております。現在、全国に3か所のコールセンターがございます。機構本部の年金相談部に帰属する形で3か所にコールセンター、東京、福岡、仙台ということでございます。現在の状況は、900万件の問い合わせに対して400万件の回答、応答率が4割4分という状況が21年度の実績でございます。

応答率の向上を図っていく上で、四つ目のコールセンターを夏の概算要求では要求いたしました。これにつきましては、またいろいろ、そういう問い合わせが減るような取組、事前の説明とかQ&Aなどについても工夫の余地があるのではないかというような議論もございまして、この年末の予算案の中では、第4コールセンターは取り下げるという形で、42億円という額になってございます。

4番目、ねんきんネットの関係でございます。ねんきんネットにつきましては、先ほど1ページ目の説明の中で、郵便局でのサービスの実施というようなことを書いております。こちらに関しましては、夏の概算要求の段階で、郵便局にその対応のためにお支払いする手数料、単価として1件当たり640円ということ想定し、また、全国の実施箇所という点でも1,300か所という規模で考えていましたが、事業仕分けでもいろいろな御指摘がありま

して、手数料に関しましては1件当たり300円、また、全体として、実施箇所数につきましても、200か所で郵便局については試行的に実施するというところで、23年度の予算27億円という内容になっております。

5番目、「ねんきん定期便事業」に関しましては、このねんきん定期便は、加入者の方に対して、誕生月に、今、郵便でお送りをしているというところでございますが、こちらに関しましては、ねんきんネットの整備ということとも関わってくるところでございますが、インターネットの利用に移行していくというような、御議論がございます。そこにはございますが、夏の概算要求は99億円という要求でございましたが、年末は90億円でした。年末の90億円というのは、来年度23年度に関しましては、効率化で1割程度圧縮し、インターネットのサービスへの移行のための取組を進めていくことで、25年度を目途に3割圧縮するという御説明になります。

また、「④ ねんきんネット」と「⑤ ねんきん定期便事業」は、年金個人記録の提供という点で非常に密接に関連するところでございますが、この両方の要求額を合算して全体を見た場合には、夏の概算要求と年末の予算の関係では3割圧縮という内容になっているところでございます。

インターネットサービスに全体を移行していくための仕掛けという点につきましては、本日、7ページ、8ページ、9ページに補足の資料をつけさせていただいております。7ページが一番下のところに、スケジュール表のような体裁の資料をつけさせていただいておりますが、23年度、ねんきん定期便で、ねんきんネットを御利用いただくためのアクセスキーをお送りいたします。そのアクセスキーを使って、ねんきんネットのIDとパスワードを御取得いただくわけですが、このときに、実際のアクセスキーを配付するねんきん定期便の様式がお手元の資料の8ページ、9ページにございます。

9ページの右側の「3 ユーザーID発行申込みの情報入力」という項目がございますが、そこにメールアドレスを入力する仕掛けになってございます。将来、機構のほうからお送りするねんきん定期便をインターネットに移行させていく上で、メールアドレスの登録をしていただく必要があるんですが、ねんきんネットのアクセスキーの配付、こうした仕掛けなどを使って、インターネットへの移行の段取りを進めていこうという御説明でございます。

最後、3ページ、「⑥ 所在不明高齢者対策」についてでございますが、1ページの資料で3億円の予算を御説明いたしましたが、夏の概算要求の段階では、現況の届出、現況申

告書をお出しいただく上に、その申告書をお出しいただいた方についても、念のために訪問調査をするという経費も要求させていただいていたところでございますが、所在不明高齢者に関する生存確認、健在確認につきましては、一義的には自治体のほうにお願いをするというのが必要ではないかという、御議論もございましたので、訪問調査等の経費については、年末の段階では減額になってございます。その結果、3億円という経費が計上されているということです。不正受給防止の観点から日本年金機構として訪問を行わざるを得ないというケースも当然ございますので、そういう点につきましては日本年金機構の本来業務として対応していくということでございます。

以上、23年度の予算の内容、また、夏の概算要求及び秋の事業仕分けとの関係について、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

【郷原委員長】      ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御意見、御質問があれば、お願いします。

【片桐委員】      まず1ページ目の予算のところですが、項目が大きいので、中身を教えてくださいたいというのがございます。(1)から(5)までの項目ですと、例えば、実行予算費目ベースでの計画、それから、22年度でベースであれば、計画と実績ですが、実績はまだなんでしょうか。あとは、その項目ごとに損益計算書ベースの中身を提示していただくことというのは、計画段階、実績段階でできるものでしょうか。

【藤原事業企画課長】      予算書の項目ということになりますと、これが実は、先ほども機構の交付金の関係で御説明をしたときに、記録問題には、機構の交付金の部分と本省の部分があるというような御説明もさせていただいたところなんです、その辺を事業ごとにまとめて今ここで御説明しているというような、そういう作りになっておりますので、いわゆる予算書をひもとくと、そのままそこに何か書いてあるということでは必ずしもないというところなんです。

あと、すみません、私もちょっと不勉強でございますが、損益計算書の形というのにつきまして、どのような対応が考えられるのか。

【片岡財務部長】      日本年金機構の財務部長の片岡と申します。日本年金機構の損益計算書においては、こういうような細かい事項ごとのというようなことは記載しておりません。セグメント情報の中でも、年金記録問題経費としてどういうものを使っていくかという分類だけになっておりますので、現段階ではこういうものについて個別には少し難しいと思います。

【片桐委員】 そうすると、もう少しブレイクダウンした情報というのは何か別の形でいただくことはできないでしょうか。例えば、実行予算を配分していらっしゃると思うので、そのときに、人件費幾ら、外注費幾ら、システム開発で幾らなど、何らかの形でもう少し細かい予算科目になっているのではないかと思います。

【片岡財務部長】 はい。今回、交付金という形で、今、政府案が入っておりますので、これを踏まえた23年度の予定といたしますか、これを見込んだ損益計算書は、今後作成することにしております。ですから、そういうものについては、今、作業中ですので、お示しすることは可能です。先ほど申しましたように、損益計算書ベースでも、確かに人件費は出ていますが、個々の「この事業について幾ら」という、今の案の積算の中に入っておりますが、実行上はいろいろ弾力的な運用などもしていますので、人件費、委託費という形で、ある程度の項目ごとの中で、今、損益計算書で表しておりますので、そういうことでは可能かと思えます。

【片桐委員】 そうしますと、人件費のほうは、今、ここの総額の1,113億円の中には入っていないということですか。

【片岡財務部長】 1,113億の中にも、記録問題に係る人件費については入っております。

【片桐委員】 そうすると、1,113億円の中の人件費が総額幾らというのはわかるけど、(1)で幾ら、(2)で幾らというのはわかりませんというお話なんですか。これは、総額幾ら入っているということであれば、その人件費の総額がどこかに入っていると思うんですけども。

【片岡財務部長】 はい。

【片桐委員】 それは、そこにお幾ら入っていらっしゃるのでしょうか。

【片岡財務部長】 一応、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せにつきましても職員等が対応している部分がありますので、それについての人件費とか、あと、適用・保険料収納対策というのは、ほとんどが人件費に係るものということで、人件費以外にも、ここに旅費などが入っておりますので、全てが人件費ではありませんが、それぞれの中には確かにきちんと計上した……。

【片桐委員】 お聞きしたいのはそれです。結局、実行予算を作るときに、多分それぞれの中に、人件費幾ら、旅費幾らとかという積算をされて、予算を配付されるのではないかと思いますね。おそらく表向きとして出るのはこの金額だと思いますが、内訳は別にあるのではないですか。

【片岡財務部長】 はい。実行予算につきましては、まだ、政府案の段階で、これから機構の中で実行予算というんですか、実施計画を作成することになっております。これは3月までに作って、4月からやるということにしておりますので、現段階ではまだ作業中といたしますか、検討中という段階でございます。

【片桐委員】 わかりました。

【吉山委員】 すみません、大きく分けて二つ質問させていただきます。まず1ページ目なんですけれども、「(3) 適用・保険料収納対策の推進」とありまして、未適用事業所対策や保険料の収納の対策とあるんですが、これは、少し不確かな情報ですが、今まで実際に未適用事業所の対策等をしていたところ、年金問題が発生し、記録確認のために人員を取られてしまったので、この処理ができていないと聞いております。もし、そうだとしたら、年金記録問題の対処のための人員はそのまま置いておいて、新しく人員を増やすのかどうか、それを伺いたいことが一つです。

それと、3ページ目ですが、②紙台帳等とコンピュータ記録との突合せで2割程度圧縮、コールセンターは第4コールセンターを断念なさったということですが、まず、突合せの作業の費用を圧縮するというところで、突合せの作業がおざなりになる心配はないのかということと、あと、コールセンターの応答率が5割に届いていない状況なのですが、三つの既存のコールセンターを活用するとのことですが、これは人数を増やすなどの方法で対応していくのか、具体的な活用方法をお考えでしたら、教えてください。以上です。

【樽見経営企画部長】 まず、職員の数の話でございます。1ページの3番のところ、「国民年金保険料収納対策の強化460人の増」というところにつきましては、これは実際に人を460人びったり雇うのかということになると、ここはまた実行のところ、採用活動の結果等で、若干違ってくるところはありますが、予算上はこの人数は正にこれということで積んでいる人数でございます。ただ、先ほどの説明でもありましたが、例えば、その下の再裁定の事務処理など、システム改善により業務が減ってくるというふうに積算される場所はその分減っておりますので、単純に足し上げて、この分が従来よりも職員の数が確実に増えるということには必ずしもなりません。ただ、この部分については、「国民年金保険料収納対策の強化」ということで積んでいる職員の数ということになります。

ただ、現実問題として、記録問題に対応する中で、従来からの正規職員で、業務に詳しい人間をそちらに回しているというようなことがあります。記録問題の対応ということで予算が増えて、人を新たに雇って対応するというところの、新たに雇った職員では、率直

に申し上げてなかなか対応できないので、前から行っている職員がそちらのほうに回っているというようなところがあり、そういったような形で、全体として、正に従来、適用・収納対策の分が影響を受けているというところがございますが、そういうところを含めて、今回この部分を強化するというので、この人数を足したという関係になっております。

【吉山委員】 全体の事業の中で、人数は調整していくということですね。

【樽見経営企画部長】 はい。

【伊原記録問題対策部長】 それから、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務ですが、確かに事業仕分けを受けて、予算を厳しく査定しろと言われてました。我々として一番懸念しているのは、この事業をやり、第2の記録問題を引き起こしてはいけない、事業の正確性はやはり最大限優先させていただきたいということで考え、今回、予算案を見直させていただきましたが、基本的に作業の中身とかそういうことは一切直すところはありません。ですから、作業の正確性がゆがめられることはないように配慮しております。

具体的に何を变えたか、大きく言うと、一つは、夏の概算要求の時点では、机上で何分掛かるだろうということで見込んでおりましたが、実際10月にお台場で開始し、作業したところ、結果が出たのは1次審査だけですが、それだけを見ると、実は予想したよりも時間が短かったです。夏の段階では、2万3,000人必要だと考えていましたが、1万9,000人で4年間全件照合ができるだろうという推計が立てられましたので、その分圧縮させていただきました。

それからもう一つは、これは事業仕分けでも取り上げられましたが、我々として、できるだけ価格を抑えるべく入札はしておりましたが、さらにもっと競争していただいたらどうかという御議論がございました。今、29拠点で運営しておりますが、おそらく29拠点で3月まで実施してみると、成績の優秀な拠点とそうではない拠点とが出てまいります。その中で成績のよくない拠点に関しては、もう一度、もっと価格重視の入札をさせていただくことで、もう少し単価を抑えられないかということを考えております。

それから、作業工程に関して、そういう意味では1点だけ修正があります。実は国民年金のCSV記録という、磁気媒体化されている記録がありますが、これは我々、最初は目で見える形で照合しようと思っていたんですが、作業工程を詰めていく中で、その部分だけは機械突合ができるだろうということがわかってまいりました。全部で5,000万件ほど対象になり得るんですが、そこはコンピュータで突合せをしておこうというふうになりました。

その分は確かに6億円の中の一部ですが、人件費が不要になりますので、それが減っております。こうした工夫をする中で、全体として、16%ぐらいの予算圧縮ですが、できる範囲で対応させていただいていると考えております。

**【村上年金相談部長】** それから、コールセンターの応答率の関係でございますが、まず、応答率が低い原因というのは、大量に文書を発送した直後に電話相談が集中します。このために応答率が下がっているわけですが、その対策として、一つは、わかりやすい文章を作るということで、これは文章モニター会議を開催し、わかりやすい文章を作成していきます。

それからもう1点は、送付時期の平準化があります。一度に大量の文書を送りますと、そこでまた相談が集中いたしますので、それを平準化していくということを考えております。

また、もう1点は、オペレーターのスキルアップということで、今現在のオペレーター1人当たりの処理件数は、1日1人当たり30件弱処理しておりますが、これを研修等によってもう少し件数を増やすことができないかということを考えております。

さらにもう1点、1月以降に相談が非常に増えてまいります。こちらにつきましては、臨時に150席増設いたしまして相談対応していくということを検討しております。

**【岸村委員】** 似たような質問になってしまうかもしれませんが、まず、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ関係で、今の御説明ですと、当初の推定よりも予算的な削減を図ったけれども、目的はほぼ達成するというところで、全体的な計画には影響がないだろうということによろしいでしょうか。

**【伊原記録問題対策部長】** はい。

**【岸村委員】** わかりました。あと、3番の適用・保険料収納対策の推進のところにあります、「国民年金の保険料収納対策強化に460人の増」について、どうやれば収納率が上がるのかというのは、いろいろな議論があったり、難しい問題ではありますが、これでどういう効果を想定されているのか、この辺りを一つ伺いたい。

あと、まとめて聞きますが、4番の所在不明高齢者対策について、先ほど、調査に関して、市区町村の本来業務であるので、その部分については事業仕分けの中での議論の意見に従って削減したというような御説明だったと思うんですが、そうすると、もしそれがなければ、当初どのぐらいの予算規模を予定されていたのかと、この点についてお答えをお願いします。

【片岡財務部長】 適用・保険料収納対策の中の特に国民年金の保険料収納対策の強化の関係でございますが、今回念頭に置いておりますのは、特に保険料滞納者に対する強制徴収の実施体制が、今、弱くなっておりますので、その部分を重点的に強化するために用いようと思っております。

その他の部分につきましては、これまでもいろいろな手法を、市場化テストなどをやっておりますが、強制徴収のところについて手薄になっておりますので、その部分の対応を強化しようということで、今回のプラスの分になっています。

【岸村委員】 数字的には、どのぐらいのところを目指しているということがあるのでしょうか。

【片岡財務部長】 それは、今の段階では明確にした数字のものというのは……。

【薄井副理事長】 今、国民年金の収納率が60%ぐらいで、下がってきておりますが、それを下げ止まりにし、反転を目指すというのが中期計画の目標になっております。それを具体的に、22年度の計画でもございますが、23年度の計画の中でどういうふうな形で、今年の実績も見ながら、目指していくのかということですが、大きな流れの中では反転を目指すという目標があるということです。

【村岡委員】 よろしいですか。

【郷原委員長】 はい。

【村岡委員】 ねんきん特別便、それから、定期便のときにもお願いしたいんですが、この資料の8ページ、9ページと絡みますが、はっきり言って、送られてくる文書というのは非常にわかりにくいんですよ。何をやればいいのかわからない。例えば、8ページ、9ページが送られてきたときに、私は何をやればいいんですか。ねんきんネットに申し込みとおっしゃっているんですか。それとも興味があればやってくださいとおっしゃっているんですか。要するに、何を期待してらっしゃるんですか。

もし「ねんきんネットに必ず申し込みなさい」であれば、そういうことをはっきり書いていただかないと、多分これでは、表だけ見て、そのうち何とかなるだろうということで、アクセスキーの期限が切れて、ある日突然、「どうすればいいんですか」といって電話を掛けることになると思うので、何を期待していらっしゃるかということがやはりはっきりと受け取った人に伝わるようなお手紙を是非作って送っていただきたいんです。これを私が受け取ったら、はっきり言って、何もしません。裏まで読まないですよ。

【伊原記録問題対策部長】 よろしいでしょうか。定期便のほうは、実は、もっといろ

いろ詳しく書いてある中の省略ですが、10ページを御覧いただきたいと思います。

【村岡委員】 はっきり言って、10ページも見ません。

【伊原記録問題対策部長】 むしろ、これはモニターの方50人ぐらいにもいろいろ聞いて、3時間から4時間掛けて議論を行い、こうなりました。要は、「インターネットを開始しました、御利用できます」と書いて、四つのセールスポイントを書き、右側に「こういうアクセスキーがありますから是非登録してください」と、狭い範囲の中なんです、こうお願いしているんですね。なかなか全てを書き切るの難しいんですが、やっていただきたいこと、セールスしたいことはこの左側のところにごさいまして、右側に、「御利用お願いします」というふうにしております。定期便のほうは、引用しているところがあまり適切などころではないこともあって、わかりにくいかもしれませんが、10ページのところで御理解いただきたいと思います。

【村岡委員】 3ページの④⑤を拝見しますと、どうやら文書を送るのはやめて、皆さん、ねんきんネットに移行してくださいということを期待していらっしゃるのではないかと読めるんですね。そうであれば、もっとはっきりそれをアピールしていただかないと。相当興味がある方は10ページでもいいですが、インターネットを知っている方だったら、一生懸命これを読み、何かサービスがあると思うでしょうが、はっきり言って、ほとんどの人、インターネットを使っている人ですら、「これに何で移行しなければいけないだろう」という、こういうものを使わなければいけないということを自ら問題意識を持って見るわけではないですから。

【伊原記録問題対策部長】 わかりました。その件に関しては、実は厚生労働省と日本年金機構の間でまだ十分な意思疎通ができていないのですが、そもそも先ほど藤原課長が御説明しましたように、方向としては、郵便の定期便からネットの定期便へ移行させていくことを基本構想として考えておりますが、現段階で、厚生労働省と日本年金機構との間で詳細な方針決定をしたわけではないので、この2、3月からお送りするものについて、直ちに、「これからは郵便ではなく、ネットです」というところまで踏み込んだ御説明ができる状況ではございません。

ですから、はっきりとそういう意思決定をしてやるような場合には、受給者の方、加入者の方にはちゃんとお知らせをするつもりでおりますが、現段階では、「こういうねんきんネットが始まりました」という御案内にとどまっております。それはなぜかと申しますと、そこまで詳細な方針決定がまだなされていないからだと御理解いただきたいと思います。

【村岡委員】 本気でおやりになるのであれば、本気でインターネットに移行しなければいけないというのであれば、やはり、繰り返し、「インターネットに移行してください」ということをもっと強烈にアピールすべきですし、予算と行うことを相当綿密にタイアップしていかないと。置いていかれるのはやはりユーザー、国民ですよ。ですから、その辺り、是非よろしくをお願いします。

【藤原事業企画課長】 すみません。御説明が1点漏れておりました。所在不明高齢者対策の夏の概算要求の数字でございますが、夏の概算要求では、訪問調査の関係等々の経費も含めて26億円という概算要求で、年末で3億円という形でございます。

【岸村委員】 そうすると、単純に言うと、差し引きした23億円は市区町村の責任で担ってもらおうという趣旨になるのでしょうか。

【藤原事業企画課長】 業務として、先ほど申し上げました、現況申告書の送付や、その前段階として、市区町村からいただいた後期高齢者医療のデータと受給者のデータとの突合について、もう少しシステムを改善してやっていこうなど、こういうところの要求額が査定されたという部分もありますので、23億円全てということではございません。

それから、申し上げましたように、一義的に市区町村のほうの御確認の様子をこちらのほうにいただきながらということですが、不正受給対策ということで、日本年金機構としてやはりきちんと訪問をしなければいけないという点につきましては、機構の業務ということで対応していくという考えですので、機構としてはやるべきことはやっていくということでございます。

【郷原委員長】 1ページの(3)の適用・保険料収納対策のうちの「厚生年金の保険料徴収対策の強化」というのは、具体的にはどういう内容なんですか。

【片岡財務部長】 厚生年金につきましては、未適用事業所に対する加入促進の取組や、適用事業所に対する調査を計画的に実施するというところで、そのための必要な職員の予算を確保しているところでございます。あわせて、収納対策として、滞納事業所に対する徴収体制を強化するというところで、これは必要な職員として1,917名の予算措置がされているところでございます。

【橋本事業管理課長】 すみません。若干補足いたしますと、厚生年金の適用対策と収納対策は、一体として進めていく必要がございます。と申しますのは、適用が漏れている未適用事業所に対し、新たに新規適用を行った場合、しばしば滞納が発生するわけでございます。したがって、適用対策を強化すると同時に、徴収対策のほうも人手を掛けて

やりませんと、未適用事業所に対する適用対策を進めた結果、滞納がどんどん増えるというふうな結果が生じてまいりますので、それを防ぐために一体的に人数を増強しまして、適用と徴収の対策をあわせて強化しようという趣旨でございます。

【郷原委員長】 確か、一番最初のこの委員会のときの説明で、収納率についても数字を挙げてもらったと思いますが、実情はどうなんですか。それからもう1年近くになりますが、厚生年金の収納率、いわゆる年金改ざん問題のときにいろいろ問題になり、今も御説明があった、確かに適用事業所を広げれば広げるほど収納率は悪くなると思いますが、その辺りの実情はどうなっているんですか。

【薄井副理事長】 今、手元に数字は持っておりませんが、先ほど来話題に出ていますように、いわゆる適用・徴収対策のところも、ある意味で適用・徴収のプロというか、そういう職員のノウハウの部分と、それを正規職員以外の人間がカバーするのと両方を合わせて、やっていくということになります。

現実の実績は、月次で私ども、フォローしておりますが、必ずしも対策ということだけではなく、経済状況などもろもろございますので、どの分があるかということがございますけれども、収納率ベースでは若干低下をしているというのが現実の状況でございます。そういう意味で、体制をきちっと強化して取り組んでいかなければいけないという認識を持っております。

【郷原委員長】 大企業は、ほとんど滞納はないはずなので、滞納問題になるのは残りの中小企業ですよね。率的には大企業のほうが圧倒的に多いはずなので、若干でも下がっているということは、中小企業の収納率は相当下がっているんじゃないかという気がします。それに対して、今、人数を増やすという話がありましたが、人数を増やすぐらいのことで本当に対策になるのかどうか。実際問題として、中小企業は資産も何もないわけだから、払ってもらおうと思っても、現にお金がないということになれば、滞納が始まってしまったら、ほとんど打つ手がないですよ。それに対して、人数ばかり増やして、結局、収納率が上がらないということになると、税金の無駄遣いになってしまうのではないですか。

【薄井副理事長】 具体的な取組は、今年度もそうですが、実際の23年度の年度計画を受けて、それを実施するためのプランを各事務所ごとに作っていきます。それで、その過程でやはり一番大事なのは、今おっしゃられたように、大企業はかなり納付率も高い、収納率も高いということになりますが、中小企業で、特に新しく適用されるところの中でも

雪だるま式に増えていくとさらに大変になりますので、やはり入り口のところで、まず適用したところで、これくらいお金を用意していただく必要がありますということをしちっとお伝えし、それから、滞納が発生したときに早期にアプローチをする。ここが大事だろうと思っておりますので、その辺を重点的に計画を作っていくということになろうかと思っています。

【高山委員長代理】 よろしいですか。

【郷原委員長】 はい。

【高山委員長代理】 主として二つ質問したい。まず1ページ目、1の(3)の適用のところ。社会保険庁には、適用や徴収、あるいは記録や給付裁定・支払いなど、いろいろな業務があったわけですが、私の知っている限りでは、人事はローテーションでやっていました。徴収のプロを必ずしも育てていなかった。

機構になってから、適用とか徴収の業務を今後どう考えるのか。徴収業務というのは難しい。今まで給付の支払いをやっていた人が、今度、徴収に変わりましたといったからといって、すぐにできるような仕事ではない。徴収のプロというのはやはり養成しなければいけない。

そういう話からすると、460人増やすと言っているんですが、これは、非常勤の期間限定の職員であって、正規職員にするのではないと考えてよろしいでしょうか。

【樽見経営企画部長】 予算上の扱いとしては、いわゆる准職員といますが、有期雇用の職員という位置づけになっております。有期ではない正規職員については、御存じのとおり、基本計画で1万880人の定員が示されており、それを1枚使い切っておりますので、それ以外で、有期雇用の職員でこの分野にてこ入れをするということでの増員という位置づけになってございます。

【高山委員長代理】 有期というのは、例えば3年ですか。

【樽見経営企画部長】 准職員でいいますと、当初1年間で契約をして、その後更新があり得ることになっています。あと、准職員の枠組みということではいいますと、基本的には最長7年間というようなことを言っているわけでございます。

【高山委員長代理】 徴収のプロを想定して、最長で7年の人を雇うという理解でよろしいのですか。

【薄井副理事長】 基本的には、今、高山委員がおっしゃったように、徴収についても、給付についても、国民年金、厚生年金と違いますので、それぞれの分野をある程度オール

ラウンドに見れる人を特に若い世代は育てていきたいと思っております。そういう意味で、核となる全体の業務の流れをつくる人、指導する人というのは、これは職員の中である程度、そういうベテランが核となってやっていきます。ただ、実際手足となって動いていく人たちというのは、今回、例えば国民年金なら国民年金、厚生年金なら厚生年金で准職員として雇った人が、いわゆる正規職員の指導の下に実際の活動をやっていくというイメージをお考えいただけたらと思います。

**【岸村委員】** 滞納の関係と記録問題の解決の仕組みと伺いますか、ルールを確認したいのですが、厚生年金の事業所が滞納されて、要は、滞納のままの場合に、御本人にはねんきん記録便などではどのような記録として行っていて、もし御本人が「入っていたはずだ」と言った場合、どういう回復をしているのか、していないのか。その辺り、基本的なところを教えてくださいたいんですが。

**【薄井副理事長】** そこは厚生年金と国民年金で違ってございまして、国民年金は、第1号被保険者になって、納付されれば納付済みになり、免除であれば免除になり、未納であれば未納というのが定期便でお知らせが行きます。

一方、厚生年金は、一応、法律上のいろいろな規定はありますが、基本的には、きちっと適用されたという状態になれば、御本人の記録は保険料納付済みという扱いになります。あとは、事業主と私どもの間で滞納状態があるということになります。

**【岸村委員】** いわゆる通知する印刷物でもう既にその記録としては載っているんでしょうか。

**【薄井副理事長】** 法律に基づいてきちっと適用された方については、いわゆる保険料納付済み期間というのは、保険料が入っているかどうかは別として、年金の給付の計算上、保険料納付済み期間としてカウントされるという形になっておりますので、それが定期便には書かれているということになります。

**【郷原委員長】** だから、そこで問題が生じると思うんですよ。中小企業の場合は、実態としてもらっている報酬よりも高い金額で役員報酬が設定されている場合が相当多いと思うんですよ。ある程度会社がもうかる前提で役員報酬を決めているけれども、実際に中小企業が苦しくなってきたら、もらえないですね。昔はまさにそれが年金改ざん問題に発展したが、遡及訂正で何とか処理していたんですよ。だから、先ほど言われた収納率の低下と遡及訂正とは、絶対関連していると思うんですよ。

そうなると、実態からすると、本当はもっと低く標準報酬月額を設定しないといけない

のに、高いままになっている。それを遡及訂正で是正されてもいない。それが今の記録問題としては、正しい標準報酬月額を前提にして、それだけ年金がもらえるというような記録になっていくわけですよ。それは全体として、年金受給者間の相当大きな不公平を招くんじゃないかと思うんですよね。その問題に対しては、何か解決の道筋というのは考えられているんですか。

【橋本事業管理課長】 よろしいでしょうか。標準報酬月額というのは、基本的には4月、5月、6月に支払われた給与の額をベースにして定時決定がされ、定時決定をした上で2等級分以上の給与の変動があった場合に随時改定をするというのが基本ルールでございます。ですから、実態に比べて本当に高い標準報酬を設定するということが行われているかどうかというのは、これは確認のしようがございませんが、実際問題として、実態に比べて高い標準報酬を設定するということは、将来の年金額ということで考えれば、高い年金額につながる可能性はございますけれども、足元のところでは、高い保険料を支払うということが必要になってくるわけですので、事業主の通常の行動として、実態よりも高い標準報酬を設定するというのは、なかなか考えがたいのではないかと思います。

【郷原委員長】 最初は高い標準報酬月額という認識はないかもしれないが、実際にもらえなくなってしまう場合が多いわけですよ。しかも、あとはどうなるかといったら、滞納が増えるだけなんです。滞納していても、実際に徴収するのは非常に難しいので、事業者の側では、下げるというインセンティブがそんなに働いていなかったんですね。だから、社会保険庁の時代に、その辺りを説得して、遡って下げましょうという話になったのが年金改ざん問題だと思うんです。それをそういう便法として、法律上若干問題はあったけれども、やっていたことを今やらなくなったら、おそらく、その分滞納が増える、実態と違う部分があるままになるということになるのは容易に想像できると思うんです。

【橋本事業管理課長】 いわゆる標準報酬の遡及訂正事案の問題は委員長も十分よく御承知のことだと思います。ただ、役員報酬でも同じでございますけれども、実際の給与の額が下がっていたとすれば、それに合わせる形で遡及訂正するという事は、これは違法な処理ではございません。ですから、実際にはそれだけの低い報酬にはなっていないのに、遡って下がったことにして、滞納を帳消しにしてしまうというのが違法な標準報酬月額の訂正でございます。

【郷原委員長】 実態がどうなのかというところが、実際にそこはわからないんですよ。わからないまま、おそらくこれだけの滞納があるんだからもらっていないんだろうという

ような、ある程度推測で遡及訂正してしまっているのが、実態としては相当多かつたんだと思うんですね。だから、それはグレーであるし、白とは言えない。ただ、それは一応、違法という扱いになりましたが。

とにかくその部分のそういう便法をやめてしまえば、間違いなく収納率は下がりますよ。それで、滞納が増えますよ。それに対して制度上何らかの手当てをしないと、やはり不公平というのは残ると思うんですよ。これは制度上かなり根本的な問題だと思うんですね。機構の問題というよりも厚生労働省の問題ですけれども。

**【吉山委員】** よろしいですか。

**【郷原委員長】** はい。

**【吉山委員】** すみません。今、郷原委員長がおっしゃっていたように、経済状態が悪くなっているところで、零細企業にとって、「無い袖は振れない」という状態が非常に続いております。法律上、法人だったら厚生年金を適用しなくてはいけません。適用したら、保険料は当然納めなくてはいけません。これをセットで強化していくというのは非常に重要なことですが、零細企業の中には、「社会保険には入りたい。でも、入ったら、保険料はもう払えない」そうするとどうなるかということ、給料を下げるとか、そちらの従業員の生活費のほうにしわ寄せが出てくるんです。

今のように年金問題になる前に、適用促進をやっていた時期があるんですが、そのときに、「社会保険には入りません。なぜなら、保険料が払えないから」という答えをした事業所は適用させていなかった時期があるのではないかと思うのですが、今後もし法律どおりに適用を進め、保険料を収納していくのでしたら、そういう事業所の対応はどのようにするのか、教えていただきたいと思います。

**【橋本事業管理課長】** 事業所と社会保険事務所との間のやりとり、これはいろいろケース・バイ・ケースであったのかなとは思いますが、実態として、本来、法律の建前からいけば適用すべき事業所に対して、その全てに対して適用ができていない、10万を超える未適用事業所があるというふうな指摘もあるわけでございます。それはなかなか本来あるべき姿の適用対策が十分に行き渡っていなかった部分は否めない。そういう意味では、そこを少しでも本来の姿に近づけるような努力をさせていただくということが、この適用対策の強化として盛り込みをさせていただいているものでございます。

**【郷原委員長】** では、本当に額面どおり、法人事業者は全て適用の対象だから、見つかれば全部、何とかして適用して入ってもらおうというやり方でやっていくということですか

か。

【薄井副理事長】 現実問題としては、今、事業管理課長が説明したように、未適用事業所と目されるものがあります。これは例えば労働保険のほうのデータと私どもとのギャップ、あるいは法人データとのギャップ、そういうものを捕まえながらアプローチをします。ただ、そのときに、やはりある程度規模の大きい事業所から重点的にやっていくとか、こういう実際の適用対策におけるアプローチはあろうかと考えております。

【郷原委員長】 適用事業所の拡大ということが一つの方針になっているわけだから、末端の年金事務所に対して、どういうポリシーで臨めということを上の方からそれなりに指示されないといけないのではないですか。そのときに、今言われたような、できるだけ大きいところから始めなさいという程度の曖昧な指示をするということなんですか。

【橋本事業管理課長】 これはまた細かくはいろいろございますけれども、まず文書で適用、加入の手続をする、適用届を出すようにというふうな指示をいたします。それから、今度、文書で効果がないところに対して、電話で呼び出しをするなどもいたします。さらに、その中である程度、従業員の人数等も加味しながら、重点加入対象事業所を絞り込んでいき、さらに強い指導をしていくわけでございます。最終的に、そういったものの中で、こちらとしては職権で適用するというふうなケースも出てまいりますが、まずそういう加入指導、適用届を出すための指導を広く行う中から、徐々に強いタイトスポットなものを絞り込んでいくという手順を示しております。

【樽見経営企画部長】 すみません、今、どういう手順でやるかという、制度の仕組みの話で御説明したわけでありましたが、実際問題として、先ほど事業管理課長の話でもありましたが、未加入事業所という形で私どもが把握している事業所が、22年3月で全国で11万1,990事業所あります。これは、先ほどお話し申し上げたように、例えば雇用保険、労働保険とのずれとか、あるいは法人の登記がされたというデータをもらい、そういうのでおそらくこれは適用になるだろうと我々は思っているけれども適用になっていないというのが、全国で11万1,990事業所あると。

したがって、それぞれの年金事務所で、自分の管轄のところまさにそこをどういうふうに通しをかけていくのか。基本的には、先ほど申し上げたように、適用の申請を提出なささいという話になるわけですが、そこを端からやればいいのか、大きいところからやればいいのか、具体的な個々の事務所に対して、どういう指導をというところの細かな方針は、申し訳ありません、今、私も知識や、データを持ち合わせておりませんが、やり方として

は、それぞれの事務所ごとに、先ほど副理事長から申しあげました行動計画というものを作り、それを私どもの適用・徴収の指導をしている部局で、その行動計画をブロック本部と一緒に作りながら具体的な作業を進めるということになります。その行動計画の中で、地域性に応じた形で、どういうところから重点的に取り組んでいくのか、そういうこともそれぞれの事業所の特性に応じた形で相談をしながら進めるというような形になるという手順になっております。

【郷原委員長】 局長にお伺いしたいんですが、私は中小零細企業にまで厚生年金を一律に適用すること自体、制度的に無理があるのではないかと前を前から言っているのですが、厚生労働省のほうでは、その点について、特に制度そのものを検討するということは今、全然予定されていないんですね。

【榮畑年金局長】 現段階で、むしろ厚生年金の適用対象事業所を狭くしていくような方向で検討するということは考えてはございません。

【郷原委員長】 そうなると、弊害が生じていないかどうか、もう少し実情を知りたいと思います。先ほどの収納率の低下が具体的にどういう状況になったのか、中小零細企業についての適用の状況と収納の状況と、次回にでももう少し詳しい状況を調べて、報告してもらいたいんですが。

【内山政務官】 今の件で確認をしたいんですが、5人未満に適用拡大してから滞納が増えているのではなかろうかと推測するわけですけれども、やはり5人未満に適用を拡大したときのその理由は一体何だったんだろうかと。適用拡大すればするほど滞納がやはり増えていくわけであり、ここにやはり今、非常に問題があるのではないかと思います。

日本年金機構の方にお尋ねしたいんですが、国民年金の保険料の納付対策は今、どのようにやっているのですか。どこかに外注をされていますか。

【薄井副理事長】 基本的には、普通に納めていただく方はいいのですが、国民年金の保険料の滞納者については、市場化テスト事業で、全国312事務所、去年の秋からそうになりましたが、滞納者に対するアプローチは、まず一般的な滞納者には、「納めてください」という話や、「免除という制度があります。それをお使いになる方は使ってください」というお知らせなり御案内を市場化テストの委託事業者が行うという格好になっております。ただ、彼らはいわゆる強制権限はございませんので、いわゆる強制徴収というところは、日本年金機構で行うという形になります。

【内山政務官】 実は、政務官になりまして、第2号から第1号になりましたので、私

のところ納付書が届き、何だか訳のわからない会社名を名乗って、「日本年金機構から委託された者です。納付書が届いていますか」という電話があったというんですよ。新車の振り込め詐欺かなと判断したんですが、日本年金機構という形で直接掛けてくるならともかく、会社名を名乗ってくるというのは、非常に誤解をされますよね。私の妻が出たのですが、よくわからないから答えなかったというように言っていました、その辺りやはりひとつ問題があるのではなかろうかなと感じた次第ですけれども、いかがでしょうか。

【薄井副理事長】 機構の職員でない者が、外部委託の事業者がそういう形で話をするというのも、また一方で誤解を招くというお客様の御指摘もごさいます。確かに国民年金の市場化テストで、委託を受けてアプローチしている方について、本当に、今、内山政務官がおっしゃられたように、振り込め詐欺ではないかとか、そういうふうなお話もありますので、できるだけ誤解を招かないような説明をするように、私どもも事業者との間でよく相談をしていきたいと思ひます。

【高山委員長代理】 二つ目の質問です。ねんきんネットを使ったら、行政コストがこれだけ削減されるという数字を示しながら、他方で、「使い勝手がこんなにいいんですよ」ということを実感してもらわないと、利用は進まないはずですよ。今日のページの最後に書いてあるのはスタート台だと理解していますが、もう少しいろいろなことができるようにしないと、ネット利用は進まないのではないかと恐れております。

関連して、この文章の中に、「フリーメールはアドレスとしては使わない」とありますが、例えば、G m a i l のアドレスはフリーメールですか。

【伊原記録問題対策部長】 そうです。

【高山委員長代理】 G m a i l は不可ということですね。

【伊原記録問題対策部長】 不可です。

【高山委員長代理】 G m a i l を排除した理由は何ですか。

【伊原記録問題対策部長】 これはセキュリティの問題で、誰がどうアクセスしたかをこちらが把握できるようにしようと思ひています。商用プロバイダーですと、どこの誰かがわかるんですが、G m a i l などのフリーアドレスですと、どこの誰かがこちらで把握できないので、それで断念した次第です。

【高山委員長代理】 ただ、G m a i l のアドレスは便利で、多くの人が持っています。それを排除してしまうと、利用可能性が制約されます。

【伊原記録問題対策部長】 ええ。そこはやはり今、セキュリティの問題が非常にセン

シティブな状況なので、要は、誰がアクセスしたかが、こちらとしては把握できないものは、さすがに個人情報なのでできないということで、このようにさせていただいております。

それから、御指摘のとおり、ねんきんネット自身は、記録が見られるだけでは普及しないと思っております。そういう意味で、我々としてはサービスを拡大していきたいと思っております。例えば、受給者の方については、定期便や記録だけじゃなくて、支払い通知とか、こうしたものもネットでお送りしていくと。

それからもう一つは、ここにありますが、年金記録も検索できるようにしていきます。あるいは、5,000万件の未統合記録についても家で検索ができるなどを、今年から来年にかけて、1次、2次、3次でリリースを広げて、やっていきたいと思っております。魅力あるものにして、できるだけ多くの人に使っていただく。それから、我々としても、メールアドレスを取得させていただいて、こちらからもいろいろな情報が発信できて、わざわざ郵便でやらなくても済むような形にはしていきたいと思っております。

**【郷原委員長】** よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間になりましたので、本日の議事は以上ということにしたいと思います。それでは、厚労省、機構の方々は御退出いただいて結構です。

以上